

令和5年第4回厚岸町教育委員会会議録

招 集	日 時	令和5年3月28日 午前10時00分
	場 所	厚岸町役場 3階委員会室
開 会 日 時		令和5年3月28日 午前10時00分
閉 会 日 時		令和5年3月28日 午前10時39分
出 席 委 員		田 辺 正 保
		濱 秀 利
		森 脇 直 美
		成 澤 幸 恵
欠 席 委 員		
会議録署名	教 育 長	滝 川 敦 善
委 員	委 員	成 澤 幸 恵
会 議 出 席 者	教 育 長	滝 川 敦 善
	事務局職員	指導室長 廣 瀬 巧 管理課長補佐 車 塚 洋 学校給食センター所長 小 池 裕 子 生涯学習課長 川 越 一 寿 海事記念館長 千 葉 隆 行 スポーツ課長 高 橋 俊 彦
	その他の者	

議事日程

日 程	議案番号	付 議 事 件
1		開会
2		会期の決定
3		前回会議録の承認
4		会議録署名委員の指名
5	(報 告)	
	報告第2号	教育長の報告すべき事項について【報告済】
6	(議 案)	
	議案第18号	厚岸町教育事務評価委員の委嘱について【原案可決】
	議案第19号	公の施設使用料免除要綱の一部を改正する訓令を定めることについて【原案可決】
	議案第20号	厚岸翔洋高等学校学習用端末等貸与要綱を定めることについて【原案可決】
	議案第21号	厚岸町教育委員会に属する事務局及び教育機関職員の異動について【原案可決】
	議案第22号	厚岸町地区体育館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について【原案可決】

令和5年第4回厚岸町教育委員会

令和5年3月28日

午前10時00分開会

●教育長 ただいまから、令和5年第4回厚岸町教育委員会を開会
します。これから、本日の会議を開きます。

 本日の日程は、既に配付されている日程表のとおりであ
りますが、事務局より追加議案が配布されております。

 本日の日程に当議案を追加し、取り進めてよろしいです
か。

(はい。の声)

●教育長 それでは、そのように取り進めさせていただきます。

●教育長 日程第2、「会期の決定」についてであります。委員会
の会期を、本日、3月28日の1日間としてよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 それでは、会期を、本日、3月28日の1日間といたしま
す。

●教育長 日程第3、「前回会議録の承認」についてであります。
令和5年3月3日に開会した、第3回教育委員会の会議録
の承認についてであります。会議録署名委員の森脇委員、
私がそれぞれ署名済みでありますので、これをもちまして
承認とさせていただきます。

●教育長 日程第4、「会議録署名委員の指名」についてでありま

す。本日の会議録署名委員は、会議規則第17条の規定により、成澤委員を指名いたします。

●教育長 日程第5、報告第2号「教育長の報告すべき事項について」を議題といたします。職員は、報告内容の説明をしてください。

●指導室長 ただいま上程いただきました、報告第2号「教育長の報告すべき事項」について、ご説明いたします。

議案書1ページをご覧ください。内容は、令和4年度厚岸町立中学校卒業生進路志望状況についてであります。

3月17日に発表された令和5年度道立高等学校入学者選抜合格発表の後、町内中学校3校の3年生77名の進路状況についてとりまとめましたので、ご報告いたします。

2ページ説明資料をご覧ください。

対象生徒75名が進学を希望しており71名が高等学校、3名が特別支援学校への進学を希望しております。

表の下欄進路状況の内訳をご覧ください。今年度は、第2次募集に願った生徒が1名、進路未定の生徒が1名おります。

厚岸翔洋高校への進学者は、普通科11名、海洋資源科6名、合計17名で、卒業生全体の22%となっています。

釧路管内への進学は、湖陵高校7名、江南高校5名、北陽高校5名、明輝高校16名、工業高校7名、商業高校6名、釧路工業高等専門学校2名となっており、合計が48名で全体の約62%となっております。

管外高校への進学者は6名で約8%となっております。

以上、大変簡単ではありますが、令和4年度厚岸町立中

学校卒業生進路志望状況についての報告を終わります。

●教育長 内容は、町立学校中学校卒業生進路状況についてであります。これから質疑を行います。

●田辺委員 ただいまの報告の中で、未定となっている生徒、2名おりますが、これは、例えば、さらに進学を希望しているですとか、そういうことでしょうか。

●指導室長 1名につきましては、志望しておりました高等学校に合格とならなかったため、2次募集への出願となっております。

もう一名につきましては、不登校の状況ということもあり、進路指導を行なっているのですが、通信制の高校に進学しようか、または別の道を探そうかというところで、まだ悩んでいるということで、確定しておりません。

●教育長 他にありませんか。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、報告第2号を終わります。

(はい。の声)

●教育長 日程第6、議案第18号「厚岸町教育事務評価委員の委嘱について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長補 ただ今上程いただきました議案第18号「厚岸町教育事

佐 務評価委員の委嘱について」、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

議案書の3ページをご覧くださいと思います。

厚岸町教育委員会の事務の点検評価を実施するに当たり、学識経験者の知見を活用する方法として、厚岸町教育事務評価会議設置要綱第3条第2項の規定により、厚岸町教育事務評価委員を委嘱しようとするものであります。

委員の氏名等でございます。性別、生年月日等は記載のとおりですので省略させていただきます。

一人目が山田和弘氏。二人目が竹本和彦氏。三人目が玉井康之氏。

任期は、令和5年4月1日から令和7年3月31日の2年間となっております。

今回、委嘱しようとする委員全員、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正を受け、同法第27条第1項に規定された報告書を作成し、町議会に提出し公表を始めた、平成21年度から委員をお願いしているものでありますが、今回も引き続いて委嘱を申し上げたく上程するものであります。

以上、簡単な説明でございますが、議案第18号、「厚岸町教育事務評価委員の委嘱について」の説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●教育長

内容は、任期満了に伴う厚岸町教育事務評価委員の委嘱についてであります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第19号「公の施設使用料免除要綱の一部を改正する訓令を定めることについて」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長補佐 ただ今上程いただきました議案第19号、「公の施設使用料免除要綱の一部を改正する訓令を定めることについて」、その内容と提案理由についてご説明申し上げます。
議案書4ページをご覧ください。

この要綱は、厚岸町教育委員会が所掌する公の施設の使用料を免除する公共的団体について定めているものですが、令和5年4月1日をもって、教育委員会の組織機構の見直しに伴い、スポーツ課が生涯学習課に統合されることから、公の施設使用料免除要綱に規定されている課名の改正を行ないたく、本案を提出するものがあります。

改正内容については、別にお配りしている議案第19号説明資料「公の施設使用料免除要綱の一部を改正する訓令新旧対照表」により説明させていただきます。

表の左側が現行、右側が改正案、右はじが改正の要旨となっております。なお、変更箇所については、下線を引いております。

別表（第3条関係）では、教育委員会が別に定める公共的団体を別表で定めており、別表中の「スポーツ課」

を「生涯学習課」に、改めるものであります。

議案書4ページにお戻り願います。

附則でございます。この訓令は、令和5年4月1日から施行しようとするものであります。

以上簡単な説明ですが、ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 教育長 内容は、教育委員会の組織機構の見直しに伴う、公の施設使用料免除要綱の一部改正についてであります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

- 教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

- 教育長 では、そのように決定いたします。

- 教育長 次に、議案第20号「厚岸翔洋高等学校学習用端末等貸与要綱を定めることについて」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

- 管理課長補佐 ただいま上程いただきました、議案第20号「厚岸翔洋高等学校学習用端末等貸与要綱を定めることについて」、その提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

内容は、厚岸翔洋高等学校学習用端末等貸与要綱を定めることについてであります。

議案書5ページをお開き願います。

現在、国のGIGAスクール構想に基づき、小中学校の児童生徒に対して、タブレット端末が導入され学習活動に寄与しているところです。これに伴い道立高校においても令和4年度より新1年生から年次進行で個人パソコンの持ち込み、いわゆるBYODを実施することとなりました。経済的事情等によりパソコンを用意することが困難な生徒に対しては北海道教育委員会が用意し貸与することになっておりますが、それ以外の生徒は個人でパソコンを用意しなくてはならず、生徒・保護者にとって経済的負担が大きいものと考えております。

厚岸町では、地元高校支援の一環として、令和5年度・6年度の厚岸翔洋高等学校入学者分のパソコンを町として購入し、これを生徒へ貸与する事業を推進してまいります。

つきましては、北海道厚岸翔洋高等学校に在籍する生徒に対して町の所有する学習用端末等を貸与するにあたり、適正に管理し、事務を執り行うために必要な事項を定める必要があることから、貸与物品、貸与対象者、申請、貸与期間、貸与物品の取扱い等について、規定しようとするものであります。

議案書5ページ、厚岸翔洋高等学校学習用端末等貸与要綱であります。

第1条は、目的であります。この要綱は、町の「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」第7条の規定に基づき、ICTを活用した学習環境の整備を図り、生徒募集に寄与するため、北海道厚岸翔洋高等学校に在籍する生徒に対して行う町の所有する学習用端末等の貸与に関し、必要な事項を定めることを目的とするものであります。

第2条は、定義であります。この要綱において「学習

用端末等」とは、翔洋高校での学習活動に必要な不可欠な教材・教具として使用するためのパソコン及び充電器をいう規定であります。

第3条は、貸与物品であります。貸与を行う物品は、学習用端末等とする規定であります。第2項は、厚岸町教育委員会は、生徒1人に対し、貸与物品を各1台貸与することができる規定であります。

第4条は、貸与対象者であります。貸与物品の貸与を受けられる者は、翔洋高校に令和5年度以降入学し、在籍する全ての生徒とする規定であります。

第5条は、貸与の申請であります。貸与申請等の手続は、生徒が成人に達しているときは生徒、生徒が成人に達していないときは保護者または未成年後見人が行うものとする規定であります。第2項は、貸与物品の貸与を受けようとする保護者等は、厚岸翔洋高等学校学習用端末等貸与申請書を教育委員会に提出しなければならない規定であります。

第6条は、貸与の決定であります。教育委員会は、前条の申請書の提出を受け、これを審査し、適当と認めたときは、貸与を決定するものとする規定であります。第2項は、教育委員会は、前項により貸与を決定したときは、厚岸翔洋高等学校学習用端末等貸与決定通知書により、申請者に通知するものとする規定であります。

第7条は、事務であります。教育委員会は、翔洋高校を通じて、貸与物品を貸与することとし、翔洋高校は、生徒への貸与に関する事務を行うものとする規定であります。

第8条は、貸与期間であります。貸与物品の貸与期間は、決定日から翔洋高校を卒業するまでの期間内で、翔洋高校長が指定する期間とする規定であります。

第9条は、貸与料であります。貸与物品の貸与料は無料とする規定であります。

第10条は、管理であります。翔洋高校は、貸与物品を適正に管理しなければならない規定であります。

第11条は、貸与物品の取扱いであります。第6条の規定により貸与を受けた者は、貸与物品について善良な管理者の注意をもって管理するものとする規定であります。第2項は、利用者の貸与物品利用に当たっての禁止事項を規定しており、1号では、貸与物品を他者に使用させ、又は転貸すること。2号では、貸与物品を売却、担保の設定、廃棄又は故意に破損すること。3号では、貸与物品を学習活動以外に使用すること。4号では、貸与物品に許可なくソフト及びアプリをインストールすること。5号では、学習活動に関係のないWebサイトの閲覧を行うこと。6号では、貸与物品の使用に係るID・パスワード等の情報を他者に漏らすこと。7号では、貸与物品を利用して、他者に対し被害又は悪影響を与えること。8号では、前各号に掲げるもののほか、貸与物品の貸与の目的に反することとしております。第3項は、利用者は、翔洋高校から貸与物品の利用及び管理に関し、別途指示があったときは、その指示に従わなければならない規定であります。

第12条は、充電に係る経費等であります。貸与物品の充電その他使用に係る経費は、利用者の負担とする規定であります。

第13条は、破損又は紛失の届出であります。利用者は、貸与物品を破損したとき又は紛失したときは、直ちに貸与物品破損・紛失届を翔洋高校に提出しなければならない規定であります。第2項は、前項の場合において、当該事由が利用者の故意又は重大な過失によるものと認め

られるときは、利用者がその現品又は対価を弁償しなければならない規定であります。第3項は、翔洋高校は、第1項の貸与物品破損・紛失届の提出があったとき、内容を確認し速やかに教育委員会に報告するものとする規定であります。

第14条は、損害賠償であります。利用者は、貸与物品の目的外使用により、翔洋高校に損害を与えたとき又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負う規定であります。第2項は、利用者は、貸与物品の目的外使用により、利用者に発生した損害等について、その責任を負う規定であります。

第15条は、決定の取消しであります。教育委員会は、第8条の貸与期間中であっても次のいずれかに該当するときは、貸与の決定を取り消すことができるとして、1号では、利用者が翔洋高校の生徒でなくなったとき。2号では、利用者が第11条の規定に違反したとき。3号では、前各号に掲げるもののほか、貸与物品の管理において特別な事情が生じたときとする規定であります。第2項は、前項の場合において、教育委員会は、厚岸翔洋高等学校学習用端末等貸与決定取消通知書により、利用者に貸与物品の返却を命じるものとする規定であります。

第16条は、貸与物品の返却であります。利用者は、第8条による貸与期間終了日までに、貸与物品を返却しなければならない規定であります。第2項は、前条第1項の規定により、貸与の決定を取り消された利用者は、速やかに貸与物品を返却しなければならない規定であります。

第17条は、補則としまして、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める規定であります。

次に、9ページ以降の各種の様式について説明します。

9ページ、別記様式第1号は、生徒・保護者等からの貸与物品の貸与に係る申請書であります。10ページは当様式の裏面となっており、貸与物品の利用条件を記載しております。

11ページ、別記様式第2号は、貸与物品の貸与について決定した際の申請者に対する決定通知書であります。12ページは当様式の裏面となっており、貸与物品の利用条件を記載しております。

13ページ、別記様式第3号は、利用者が貸与物品を破損または紛失した際に提出する、貸与物品破損・紛失届であります。

14ページ、別記様式第4号は、利用者に対して、貸与の決定を取り消し、貸与物品の返却を命じる決定取消通知書であります。

議案書8ページにお戻り下さい。

附則であります。この訓令は、令和5年4月1日から施行するものであります。

以上、簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●教育長

内容は、厚岸翔洋高等学校生徒に対して、厚岸町購入の学習用端末等を貸与することに伴う、厚岸翔洋高等学校学習用端末等貸与要綱の新規制定についてであります。これから質疑を行います。

●濱委員

翔洋高校に入学する個人個人に教育委員会が直接貸与するという要綱になっているんだけど、一括でね、翔洋高校に入学した生徒分を高校に対して貸与するという契約なら問題ないのではないのでしょうか。

●管理課長補
佐

今、濱委員がおっしゃった方法を我々も行なおうとしたのですが、北海道教育委員会の方で、自治体が高校に対して、学習用端末を購入して渡すということは地方自治法における寄付行為にあたるため、注意するよう指導がありました。そのため、今回のように、生徒もしくは保護者に対して学習用端末を貸与するという方法をとることといたしました。

●田辺委員

将来的なことなのですが、今、道立高校の、このタブレット端末の配布、授業で活用していくという形で全道的にやっているのは、学年の一部といいましょうか、そういうことではじまっていますが、これは、将来的には、北海道自体は、全生徒に用意するという方針を打ち出したときには、当然、厚岸町からの貸与の部分が不要になることもあり得るということですよ。

厚岸町で貸与されている部分があるから、北海道では、パソコンを整備する予算は付けませんよということにはならないですよ。

●管理課長補
佐

基本的には、北海道教育委員会は、授業で使用する学習用端末は、生徒もしくは保護者が用意するものという考えで進めております。

ただ、経済的に困窮している世帯などに対しては、北海道教育委員会がパソコンを整備しております。

それ以外の、基本は自分で、生徒自身もしくはその保護者が用意するものということが大前提のなかで、この事業、町として取組んでいるところです。

ただ、今後、道教委が困窮世帯だけではなく、全生徒分を道教委の方で予算化していくという時にはやはり町

としても、今後、どうしていくかというのは協議して行く必要があるかと思いますが、今のところは、そういう、道教委からの情報とか、町としての考えはまだないところではあります。

●田辺委員 今回上程された要綱の第7条において高校側の事務の取扱いについて明記していますが、物の所在、パソコンの所在を明確にしておく必要はあると思います。

その点は、学校と町教委との間でしっかり取り進めていただきたいと思います。

●管理課長補佐 貴重なご意見、ありがとうございます。その点を明確にできるよう、町教委としても検討したいと思いますので、ご理解願います。

●教育長 他にありませんか。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第21号「厚岸町教育委員会に属する事務局及び教育機関職員の異動について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長補
佐

ただ今上程いただきました、議案第21号、「厚岸町教育委員会に属する事務局及び教育機関職員の異動について」、その内容をご説明いたします。

議案書15ページをご覧ください。

厚岸町教育委員会に属する事務局及び教育機関の職員の異動について、別紙のとおり決定しようとするものであります。

厚岸町教育委員会に属する教育機関の職員の人事異動について決定いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第4号の規定により、本案を提出するものであります。

議案書16ページ、別紙をご覧ください。

令和5年4月1日付け人事異動及び令和5年3月31日付け退職に伴う人事異動につきましては、記載のとおりであります。

以上、簡単な説明ですが、教育委員会事務局職員及び教育機関の職員の異動についての説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

●教育長

内容は、教育委員会に属する事務局及び教育機関職員の令和5年4月1日付け人事異動及び令和5年3月31日付け退職に伴う人事異動についてであります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長

なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、追加議案であります、議案第22号「厚岸町地区体育館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●スポーツ課 ただいま上程いただきました 議案第22号厚岸町地区体育館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、その提案理由及び内容についてご説明申し上げます。追加議案書1ページをお開きください。

長

厚岸町地区体育館条例施行規則は、地域住民のスポーツ・レクリエーションの振興を図るため設置している、片無去地区体育館の管理等について必要な事項を規定しております。

今回の改正は、昨年9月から町内のスケードボード愛好者に、片無去地区体育館の使用を許可しておりますが、現在の閉館時間が午後8時なため、片無去地区体育館を有効活用いただくため、閉館時間を町内各スポーツ施設と同様の、午後9時に変更する改正であります。

説明につきましては、別に配布しております、議案第22号説明資料厚岸町地区体育館条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表により説明いたしますので、ご覧願います。

第2条第1号 開館時間中「午後8時まで」を「午後9時まで」に改めるものであります。

議案書1ページにお戻り願います。

附則でございます。

この規則は、令和5年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で、議案第22号についての提案理由とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

●教育長 内容は、片無去地区体育館の利用促進を図ることを目的に、閉館時間を変更することに伴う、厚岸町地区体育館条例施行規則の一部改正についてであります。これから質疑を行います。

●田辺委員 施設の開館時間の延長については、別に異論はありませんが、ちょっとお聞きしたいのは、これ、1時間延長することによって、経費というのでしょうか、ちょっと考えられるのは電気代程度なのかなというように思うのですが、その辺、どの程度増えるとかということは計算されているのでしょうか。

●スポーツ課長 具体的な数字の計算はしておりません。申し訳ございません。その上で、増えるものは年間通して、今言われたように、1時間分の電気料、それと冬場、ボイラーの暖房を使用しますので、その分の灯油代が若干上積みされるのかなと考えているところです。

●教育長 他にありませんか。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 その他、総体的に何かございますか。

(ありません。の声)

●教育長 以上で、本日の会議日程は全て終了しました。
これをもちまして、第4回教育委員会を閉会します。